

児童手当などの手続きをしましょう

問合せ こども家庭課（市役所4階） ☎55-2738 FAX 51-0247

請求者の所得制限や申請に必要なものなど、詳しくはこちらをご覧ください



	受給資格者など	手当の月額など
児童手当	0歳～中学3年修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人 ※所得制限限度額（扶養人数によって異なる）があります。	所得制限限度額未満の場合 【3歳未満】 一律 1万5,000円 【3歳以上小学6年生まで】 1人目・2人目 1万円 3人目以降 1万5,000円 【中学生】 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円
児童扶養手当	次に該当する18歳以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※所得制限限度額（扶養人数によって異なる）があります。	児童1人 所得に応じて 1万180円～4万3,160円 2人目 所得に応じて 5,100円～1万190円 3人目以降 所得に応じて 3,060円～6,110円
母子家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※所得税が課せられている世帯は除きます。	助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。
いづれも医療費	対 象 年 齢 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで ※全ての子どもが対象です。	自己負担金
		通院の場合 1回 500円 500円に満たない場合はその額。 1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。
		入院の場合 なし （食事療養標準負担額を含む）
		処方箋の交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。

※申請済みの人は、手続は不要。「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人がこども家庭課へ。

予防接種に関するお知らせ



異なる種類のワクチンを接種する場合の接種間隔が一部変わりました

問合せ 健康政策課
☎64-9023 FAX 64-7172

これまで、異なるワクチンを接種する場合、一定間隔をあけて次のワクチンを接種する必要がありました。10月1日からその一部が緩和され、注射生ワクチンを接種してから次の異なる注射生ワクチンを接種する場合には27日以上あける必要がありますが、その他のワクチン間については接種間隔の制限がなくなりました。

ワクチンの種類（ワクチン名）	次に接種する異なるワクチン	接種間隔
注射生ワクチン （BCG、MR、水痘、おたふくかぜなど）	注射生ワクチン	27日以上
	経口生ワクチン 不活化ワクチン	制限なし
経口生ワクチン （ロタウイルス）	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン	制限なし
不活化ワクチン （B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、4種混合、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん、インフルエンザなど）		

※ただし、同一ワクチンを複数回接種する場合は、定められた接種間隔で行ってください。